



平成29年度企業主導型保育事業指導・監査業務仕様書

1 事業の目的

企業主導型保育施設(以下「施設」という)に対する指導・監査を行うことにより、利用児童の安全・保育の質の確保及び助成金の適正運用を図ることを目的とする。

2 事業の内容

施設における運営及び経理についての指導・監査業務等を行う。

(1) 指導・監査業務内容(業務イメージは別紙1のとおり)

- ①指導・監査の計画の作成
- ②指導・監査の業務管理
- ③施設との調整(実施日時のお知らせ、自主点検表の提出依頼等)
- ④指導・監査の実施
- ⑤指導・監査の結果の報告(公益財団法人児童育成協会、施設)
- ⑥実績報告書の作成・提出

(2) 指導・監査の方法

- ①施設から提出された自主点検表及び現地調査(施設からの聞き取り)に基づき、チェックシートにより確認を行う(チェック項目は別紙2のとおり)。
- ②当日の指導・監査は、1施設に当たり監査員2名で5時間程度の規模を想定している。

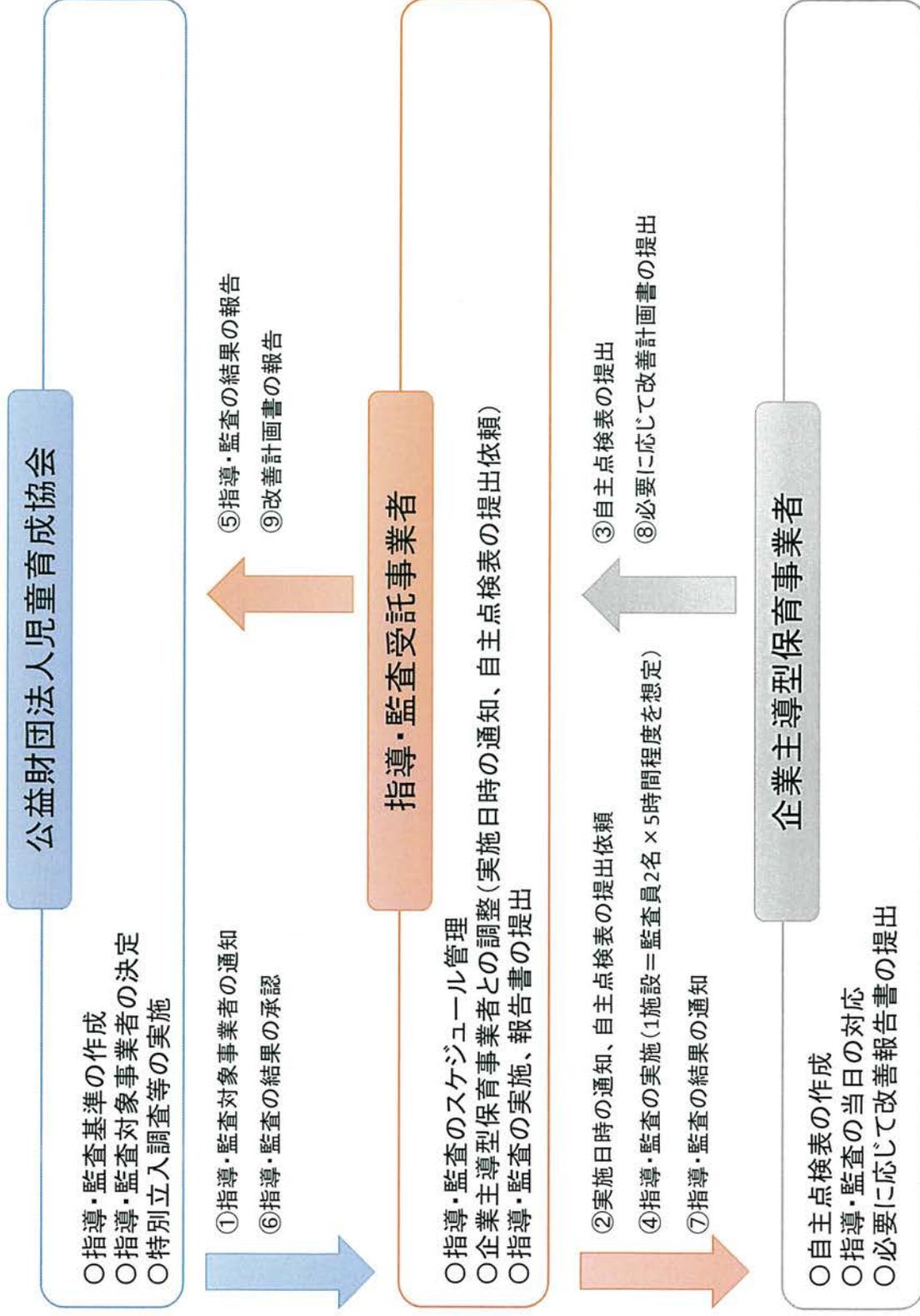
(3) 指導・監査対象施設: 全国 1,000施設

なお、1,000施設を上回る場合には、受託事業者と協議の上、1施設あたりの単価を別に定める(全国の構成比見込みは別紙3のとおり)。

3 留意事項

- (1) 監査員は、保育若しくは会計制度に精通した者又は指導・監査に必要な講習を受けた者とする。
- (2) 受託事業者の責任において、指導・監査事業の一部を委託することは可能である。ただし、その場合においても受託事業者の責任において、内容及び質の面において均一のとれた指導・監査を実施すること。
- (3) 旅費、通信費、印刷費、監査員に対する講習費等を含め指導・監査業務に要する経費は、全て受託事業者が負担すること。
- (4) 指導・監査業務を遂行する上で知りえた情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は指導・監査業務終了後も当該業務に従事していた全ての従事者に遵守させること。
- (5) 事業実績報告書は、平成30年4月10日までに提出すること。

(別紙1) 企業主導型保育施設指導・監査業務のイメージ



(別紙2)企業主導型保育施設指導監査チェック項目

I 運営	1 事業の実施者	指導基準	調査事項
			(1) 子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金適用事業所)であることの確認
			(2) 直営、委託の区分
			(3) 事業実施適格者の確認
			(4) 共同利用
			(5) 共同設置
2	定員		(1) 新設、増員、空き定員の区分の確認
			(2) 従業員枠と地域枠の比率
			(3) 定員の遵守
3	対象乳幼児		(1) 対象乳幼児の確認
4	保育に従事する者の数及び資格		(1) 保育に従事する者の数
			(2) 保育に従事する者のうちの保育士の数
			(3) 子育て支援員の数
			(4) 子育て支援員の資格を有していない者への対応
			(5) 嘱託医の活用
			(6) 調理員の配置
5	開所時間・開所日		(1) 開所時間
			(2) 開所日
6	保育室等の構造設備及び面積		(1) 0・1歳児の乳児室等の面積
			(2) 2歳児以上の保育室等の面積
			(3) 調理室(調理設備)
			(4) 医務室
			(5) おおむね1歳未満児とその他の児童の保育場所とが区画されかつ安全性が確保
			(6) 屋外遊戯場の場所、面積
			(7) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保
			(8) 便所
			(9) 一時預かり事業専用スペース
			(10) 病児保育専用スペース
7	非常災害に対する措置		(1) 消火用具の設置
			(2) 非常口の設置
			(3) 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定以上の実施
			(4) 避難消火等の毎月1回の訓練
8	保育室を2階以上に設ける場合の条件		(1) 保育室が2階の場合の条件
			(2) 保育室が3階の場合の条件
			(3) 保育室が4階以上の場合の条件
9	保育内容		(1) 保育の内容
			(2) 保育に従事する者の保育姿勢等
			(3) 児童相談所等の専門的機関との連携
			(4) 保護者との連絡等
			(5) 秘密保持

(別紙2)企業主導型保育施設指導監査チェック項目

指導基準		調査事項
10	給食	(1)衛生管理の状況 (2)食事内容等の状況
11	健康管理・安全確保	(1)乳幼児の健康状態の観察、登園・降園の際の乳幼児一人一人の健康状態の観察 (2)乳幼児の発育チェック (3)乳幼児の健康診断、継続して保育している乳幼児の健康診断を入所時及び1年に2回学校保健法に規定する健康診断に準じて実施 (4)職員健康診断 (5)医薬品の整備 (6)感染症への対応 (7)乳幼児突然死候群の予防 (8)安全確保 (9)事故発生への対応
12	利用者への情報提供	(1)施設及びサービスに関する内容の提示 (2)サービス利用者に対する契約内容の書面による交付 (3)サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明
13	保育の質の向上への取り組み	(1)業務に対する外部評価の受審 (2)安全研修への参加 (3)子育て支援員研修への参加 (4)施設長研修への参加
14	苦情への対応	(1)苦情への適切な対応
15	備える帳簿	(1)職員に関する書類等の整備 (2)在籍(利用)乳幼児に関する書類等の整備
II	経理 一般	(1)経理区分 (2)会計責任者等の任命 (3)予算の編成 (4)帳簿の整備 (5)経理事務 (6)収入 (7)寄付金収入 (8)支出 (9)収入超過調整額の使途 (10)決算
2	運営費の確認	(1)基本分単価の確認 (2)延長保育加算の確認 (3)夜間保育加算の確認 (4)非正規労働者受入推進加算の確認 (5)病児保育加算の確認 (6)預かりサービス加算の確認 (7)賃借料加算の確認 (8)連携推進加算の確認
3	利用者負担額等	(1)利用者負担額の水準 (2)保育の質の向上や便宜に要する費用

(別紙3) 全国の構成比見込み

番号	都道府県	構成比	番号	都道府県	構成比
1	北海道	3.7%	24	三重県	1.7%
2	青森県	0.5%	25	滋賀県	0.6%
3	岩手県	0.6%	26	京都府	1.2%
4	宮城県	2.7%	27	大阪府	12.5%
5	秋田県	0.6%	28	兵庫県	4.6%
6	山形県	0.9%	29	奈良県	1.5%
7	福島県	0.7%	30	和歌山県	1.1%
8	茨城県	2.2%	31	鳥取県	0.8%
9	栃木県	1.4%	32	島根県	0.3%
10	群馬県	1.1%	33	岡山県	1.7%
11	埼玉県	2.3%	34	広島県	2.3%
12	千葉県	4.4%	35	山口県	1.1%
13	東京都	9.1%	36	徳島県	0.7%
14	神奈川県	4.7%	37	香川県	1.5%
15	新潟県	0.7%	38	愛媛県	1.2%
16	富山県	0.4%	39	高知県	0.4%
17	石川県	0.7%	40	福岡県	7.6%
18	福井県	0.5%	41	佐賀県	0.7%
19	山梨県	0.3%	42	長崎県	0.6%
20	長野県	0.6%	43	熊本県	1.5%
21	岐阜県	1.8%	44	大分県	1.4%
22	静岡県	2.7%	45	宮崎県	0.5%
23	愛知県	7.5%	46	鹿児島県	1.6%
			47	沖縄県	2.5%